

数次有効短期滞在査証（商用・文化人・知識人向け）

以下の1又は2に該当するフィリピン国籍の方

A. 発給される数次有効査証は、審査結果に応じて、以下のいずれか（滞在期間：15日、30日又は90日。
査証の有効期間：1年、3年、5年又は10年）

☞ 本数次有効査証は商用目的用だが、2回目以降の訪日時は観光や親族・知人訪問目的でも使用可。

1. 商用目的（次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子）

- (1) 国営企業の常勤者。
- (2) 株式市場上場企業（第三国・地域の株式上場企業を含む。）の常勤者。
- (3) 日系企業商工会の会員であり、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む。）の常勤者。
- (4) 株式市場上場企業（上記（2）に同じ。）が出資する合併企業、子会社、支店等の常勤者。
- (5) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者。
- (6) フィリピンの年間総売上高上位 1000 社に含まれる企業の常勤者。
- (7) 過去3年間に、日本への商用目的での渡航歴及びG7諸国（日本を除く。）への複数回の短期滞在での渡航歴がある有職者。
- (8) 過去3年間に日本へ商用目的で3回以上の渡航歴がある有職者。

2. 文化人・知識人等（次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子）

- (1) 相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家及び人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者。
- (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者。
- (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手。
- (4) 大学の講師以上の職にある方（常勤者に限る。）
- (5) 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の職位にある方。
- (6) 国会議員、州知事、州副知事、市長、カトリック司教、国家公務員、地方議会議員、地方公務員。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに自署があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページカラーコピー			
5	数次有効査証発給希望理由書			
6	在職証明書（企業・団体における申請者の職位、給与、在職期間を明記）	・自営業者の場合一会社名登録票写し。		
7	預金残高証明書 （直近6か月の預金残高が確認できること）	6か月の平均預金残高の記載がない場合は、直近6か月の入出金明細を提出。		
8	納税証明書 （フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）	・様式 2316 については、雇用者及び被雇用者の署名があるもの ・自営業者の場合は、上記に加え納税事実を証明する領収書（写し可）		
9	日本での滞在予定表			

10	上記A 1 又はA 2に該当することを証する資料	・ A 1（商用目的）の場合 → 数次の渡航目的を説明する資料（所属先からの出張命令書等）。		
		・ A 1（7）又は（8）の場合→ 過去3年以内における日本/G 7諸国への短期滞在査証及び入国印が確認できるパスポート。		
		・ A 2（2）の場合 → Profession Regulation Commission 発行のIDカード写し。		
		・ A 2（2）の弁護士の場合 → Integrated Bar of the Philippines 発行の会員証写し。		
		・ A 1 又はA 2の配偶者（又は子）の場合 → 有職者等との関係を立証する資料（PSA 発行の婚姻証明書又は出生証明書）。		
		・ A 1 又はA 2の配偶者（又は子）が有職者等と別に申請する場合 → 有職者等のパスポート写し（身分事項ページと数次有効短期滞在査証のページ）。		
11	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
12	社員証	指名された代表者による申請の場合		
13	その他			

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____